

公債管理ダイジェスト 2026

R8.2 鹿児島県総務部財政課

公債管理の基本方針

- 防災・減災、国土強靱化対策への投資や県有施設等の老朽化対策など、今後重点的に取り組むべき課題への対応も考慮した上で、公債費として後年度の財政運営に影響を及ぼす「臨時財政対策債等を除く本県独自に発行する県債残高」を1.1兆円程度で推移するよう管理
- 県債を財源とする普通建設事業費の水準等を適切に管理することにより、公債費を適正な規模で管理

(参考:行財政運営指針)

概要

1 県債残高・公債費の適正な管理

(1) 県債残高等の状況

- ▼ 行財政運営指針に基づき、メリハリをつけた社会資本の整備を行うことなどにより、本県独自に発行する県債残高は減少し、1.1兆円程度の残高で推移
- ▼ 令和8年度地方財政対策における臨時財政対策債の新規発行額が、令和7年度に引き続きゼロとなったことに伴い、臨時財政対策債等を含む県債残高についても減となる見込み

(2) 県債の加重平均利率の推移 (R4:0.37%→R5:0.39%→R6:0.46%)

<県債発行額及び県債残高等の推移>

(単位:億円)

区分	R6 (決算)		R7 (3月補正後)		R8 (当初)	
	年度	うち臨時財政 対策債等を 除く	年度	うち臨時財政 対策債等を 除く	年度	うち臨時財政 対策債等を 除く
元 金 償 還 額 A	1,036	706	994	722	1,018	724
新規の県債発行額 B	739	726	836	836	688	688
県債残高への影響額 C=B-A	△ 297	20	△ 157	114	△ 331	△ 36
年 度 末 残 高	14,882	10,478	14,725	10,592	14,394	10,556

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、表中の計算が一致しない場合がある

- ※「臨時財政対策債等」…… 臨時財政対策債とH19以降発行した減収補填債
- 「臨時財政対策債」…… 地方交付税の振替として各地方公共団体が発行することとされている地方債であり、後年度100%交付税措置される
- 「減収補填債」…… 地方財政制度上、地方税の急激な減収に伴う財源不足額に対応するため、各地方公共団体が発行することとされている地方債であり、後年度75%交付税措置される

2 安定的な資金の調達等

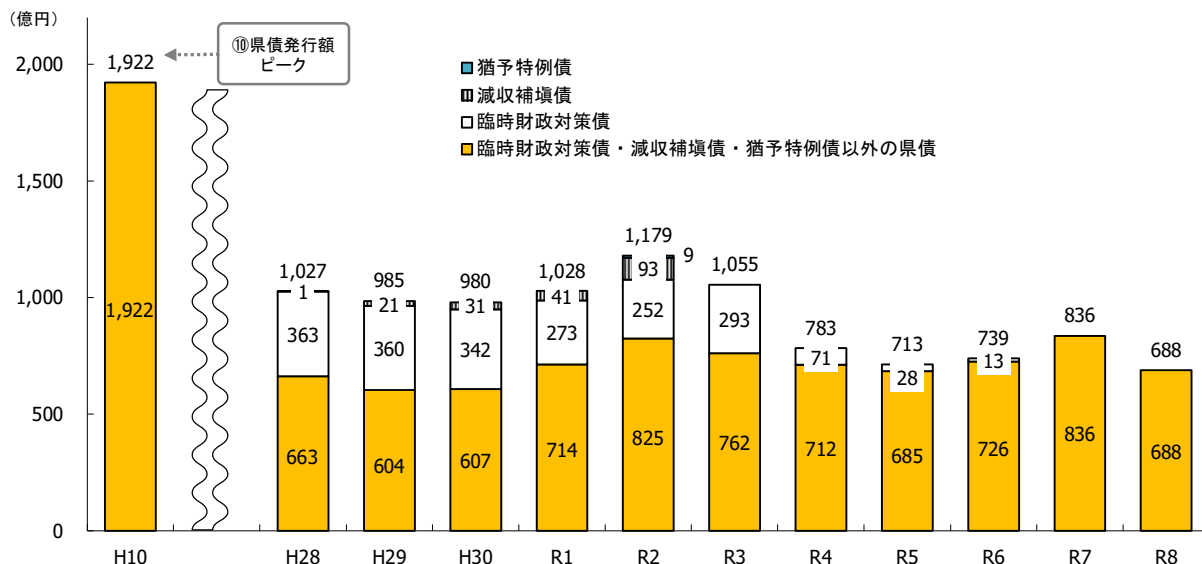
- (1) 資金調達手段の多様化の推進
- (2) 全国型市場公募地方債の積極的な活用
- (3) 積極的なIR活動の実施
- (4) 市場公募地方債の満期一括償還に備えた基金積立て

1 県債残高・公債費の適正な管理

(1) 県債（新規発行分）の推移

○ メリハリをつけた社会資本の整備を行うに当たっては、交付税措置のある有利な地方債を積極的に活用

令和8年度の新規県債発行額については、抑制基調を維持



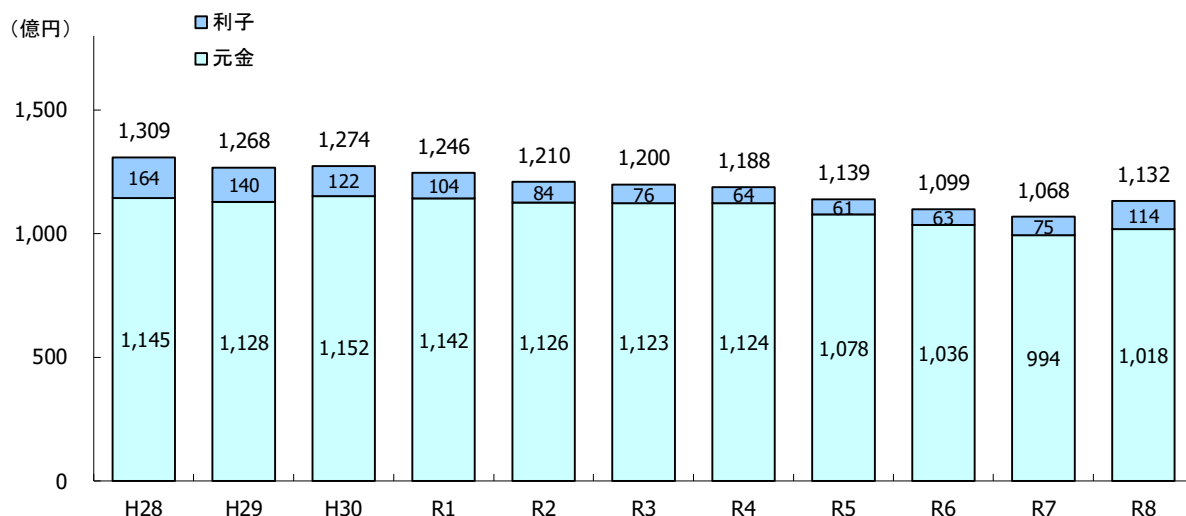
(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、グラフ中の計算が一致しない場合がある

※1 R6までは決算額、R7は3月補正後予算額、R8は当初予算額（一般会計）

※2 予算ベースでの県債発行額は、予算上の事業が後年度へ繰り越される可能性があるため、決算額と異なる場合がある

(2) 公債費の推移

○ 普通建設事業費の水準等を適切に管理することにより、適正な規模で管理する必要



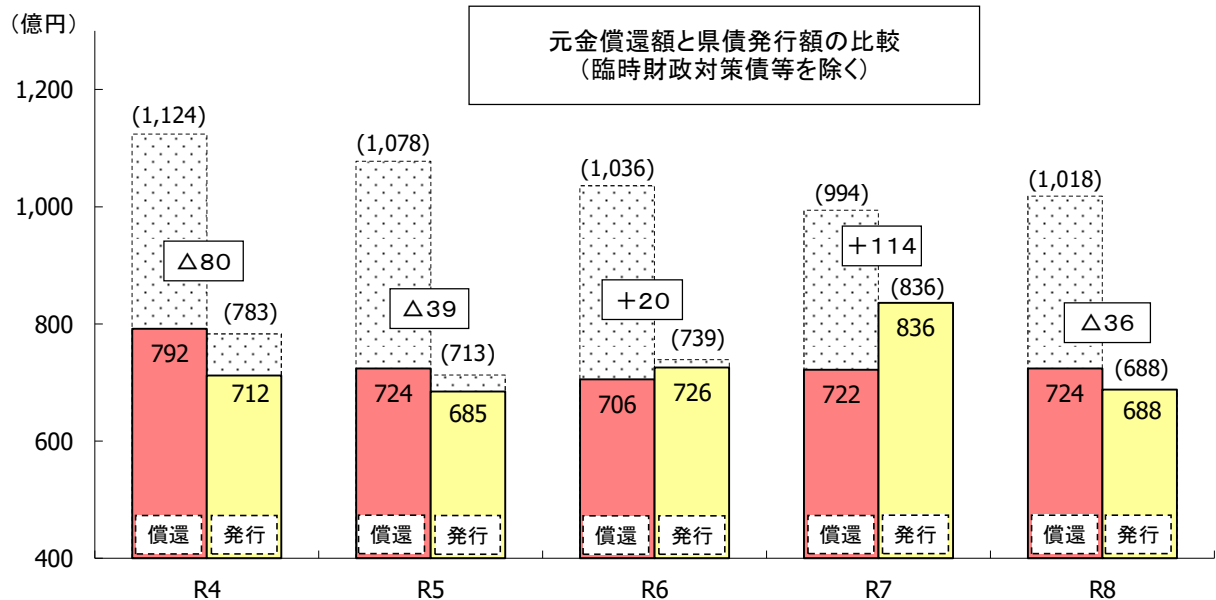
(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、グラフ中の計算が一致しない場合がある

※ R6までは決算額、R7は3月補正後予算額、R8は当初予算額（一般会計）

「公債費」… 地方公共団体が借り入れた地方債の毎年度の元利償還（返済）金、一時借入金利子及び満期一括償還方式の県債に係る償還財源積立金の合計

(3) 県債残高の状況

○ 臨時財政対策債等を除く令和8年度末の県債残高
→ 36 億円減少見込であり、1.1 兆円程度で適正に管理

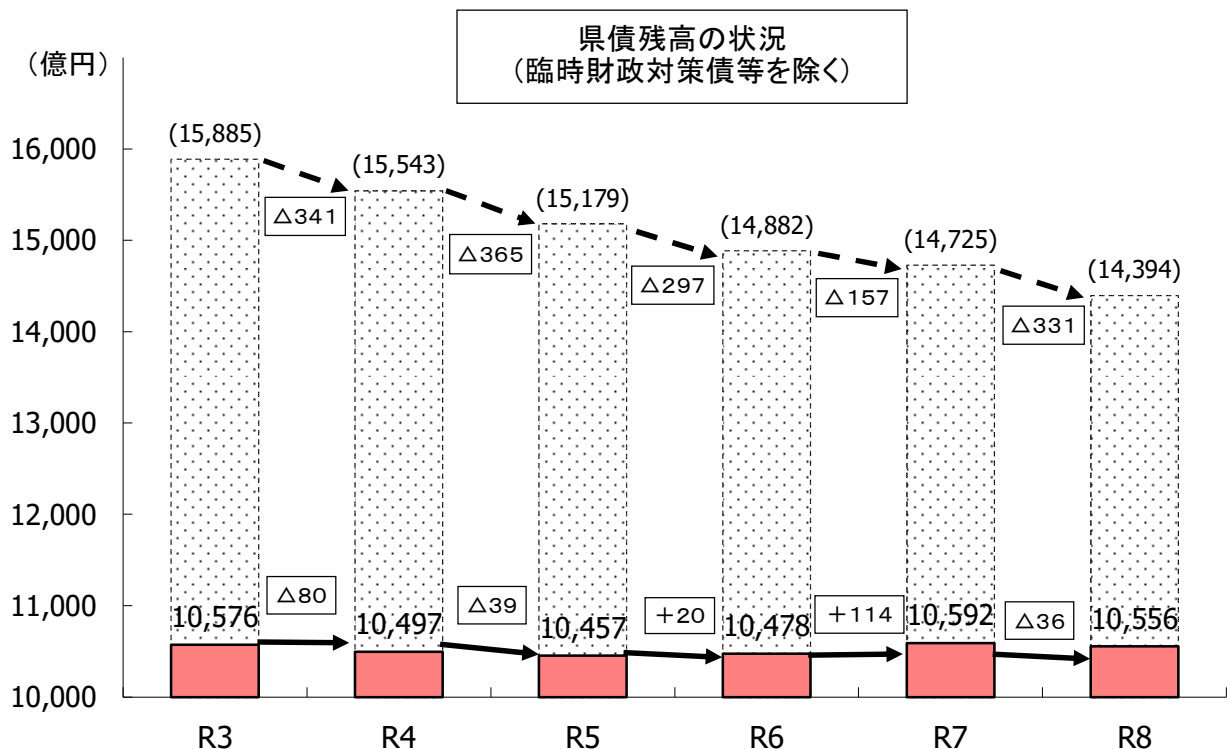


(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、グラフ中の計算が一致しない場合がある

※1 R6までは決算額、R7は3月補正後予算額、R8は当初予算額（一般会計）

※2 () は、臨時財政対策債等を含んだ元金償還額と県債発行額

県債発行－元金償還<0の場合、県債残高は減少



(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、グラフ中の計算が一致しない場合がある

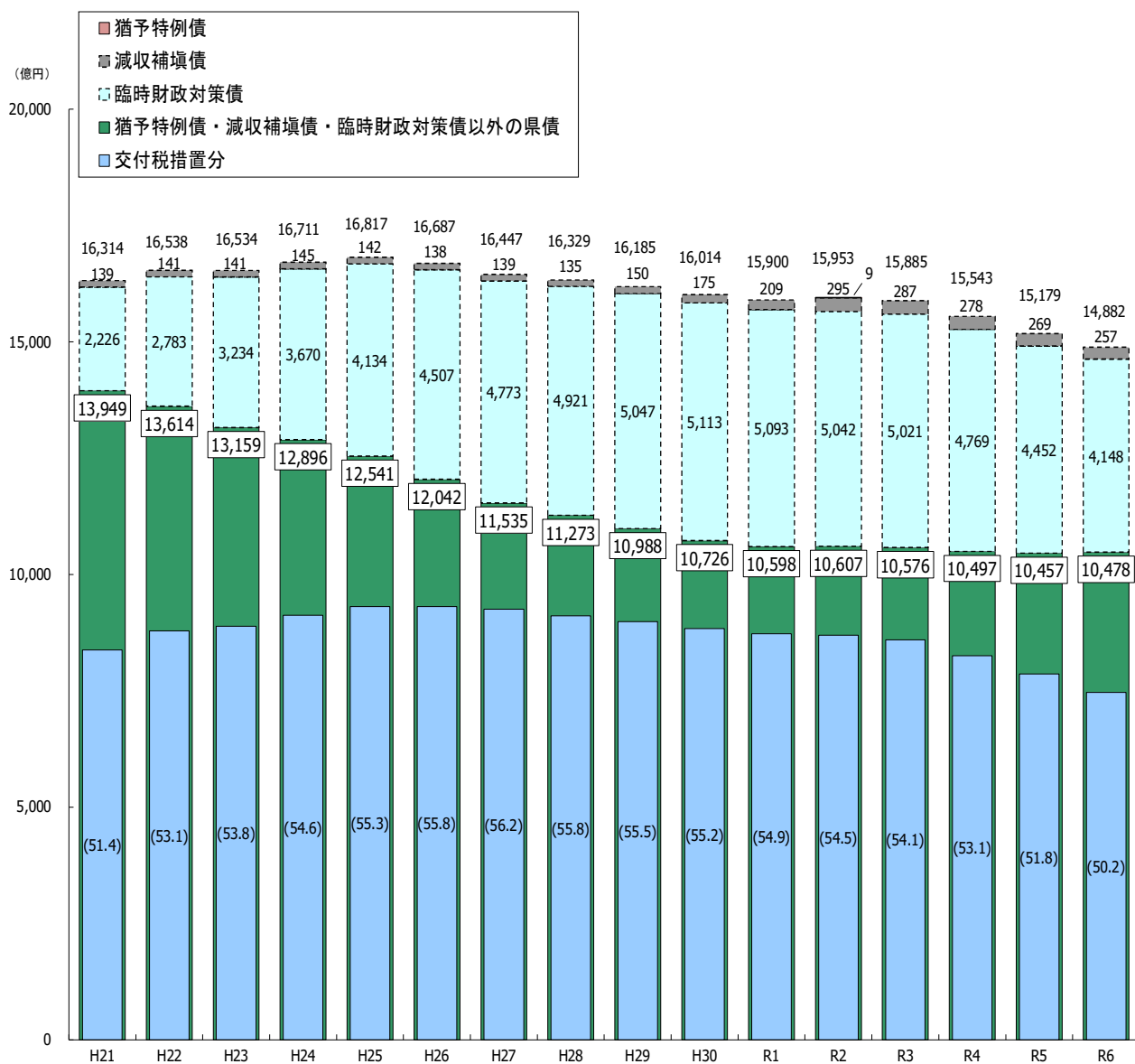
※1 R6までは決算、R7は3月補正後予算、R8は当初予算ベース（一般会計）

※2 〇 は、対前年度増減額

※3 () は、臨時財政対策債等を含んだ県債残高

＜参考＞

県債残高の推移



（注）表示単位未満を四捨五入しているため、グラフ中の計算が一致しない場合がある

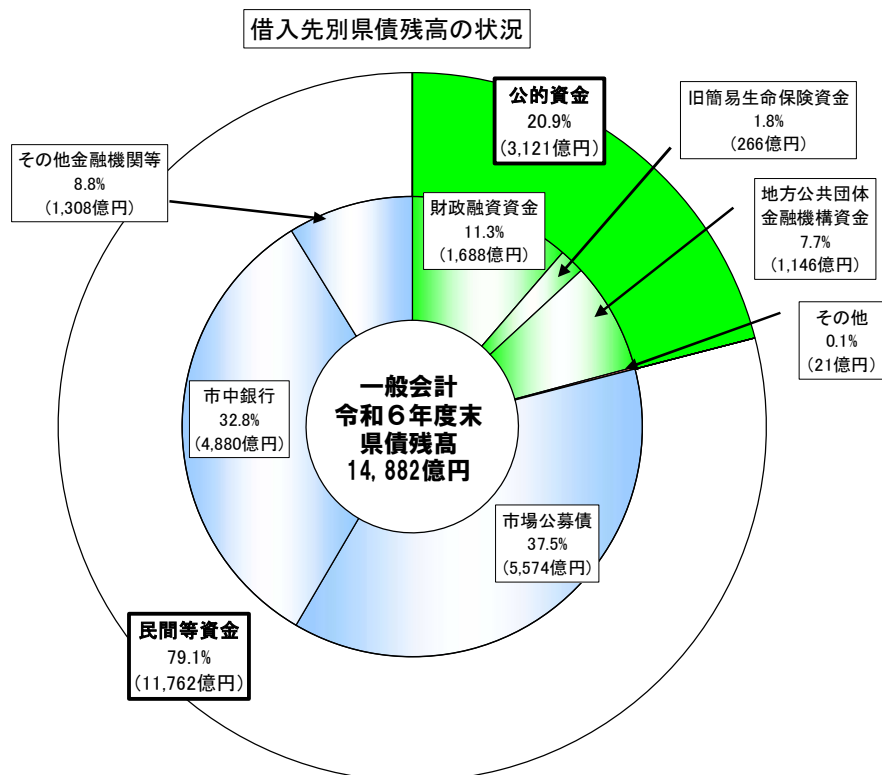
※ 1 一般会計決算額

※ 2 （ ）は、県債残高（全体）に対する交付税措置率〔単位：％〕

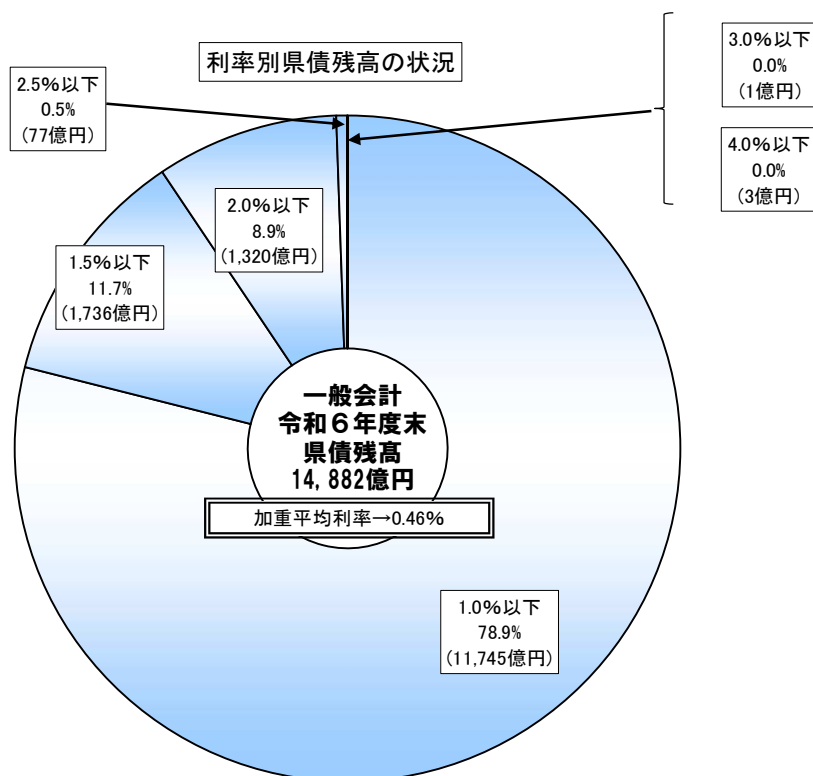
(4) 県債残高の状況（借入先別、利率別）

○ 日本銀行による政策金利の引上げ等の影響により長期金利が上昇基調で推移していること等から加重平均利率が上昇

R4:0.37% → R5:0.39% → R6:0.46%



※ その他は「国の予算貸付金」

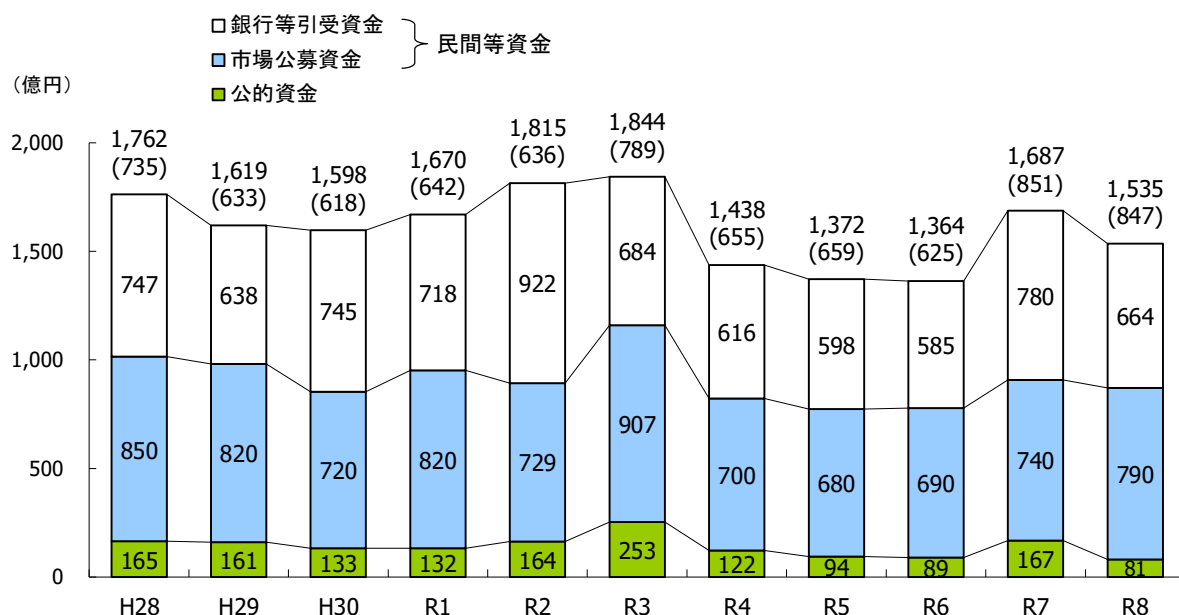


(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、グラフ中の計算が一致しない場合がある

2 安定的な資金の調達等

(1) 県債資金調達の現状

○ 各資金の特色を踏まえたバランスのよい資金調達を実施



(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、グラフ中の計算が一致しない場合がある

※ 1 R6までは決算額、R7、R8は現時点の見込み額

※ 2 一般会計と公債管理特別会計の計であり、()は借換債発行額で内数

(2) 県債資金調達の考え方

- ① 発行時期の平準化と機動的な借入
- ② 発行年限の多様化
- ③ 機関投資家等への積極的なIRの実施

▼ 発行時期の平準化と機動的な借入

- 年間を通じた資金需要の動向を勘案しながら、市場公募債の活用などにより、発行時期の平準化を図る。
- 金利動向やキャッシュフローの状況を見極めた機動的な資金調達（銀行等引受資金やフレックス分の活用等）により、公債費負担の軽減を図る。

▼ 発行年限の多様化

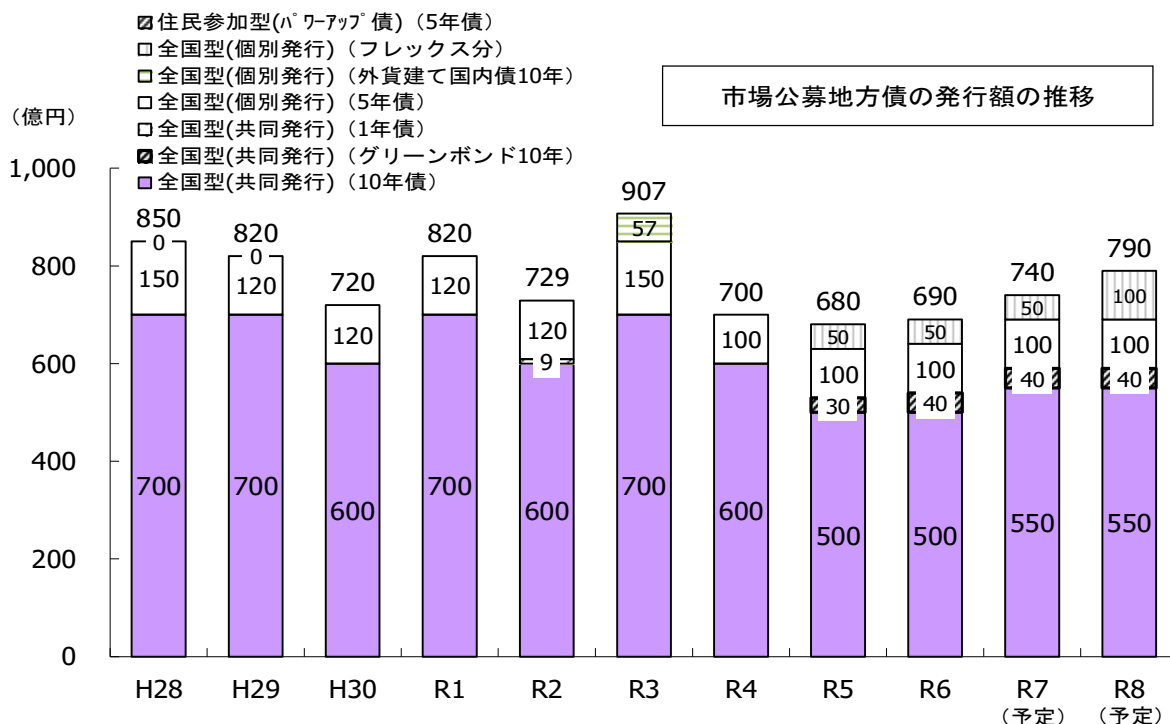
- 債券の需給動向、投資家ニーズ等を踏まえつつ、金利コストや金利変動リスクを勘案しながら、適切な年限構成により資金調達を行う。

▼ 積極的なIRの実施

- 行財政改革の成果等を機関投資家へ十分説明することにより、本県地方債に対する信認の維持・向上を図る。

(3) 資金調達手段の多様化

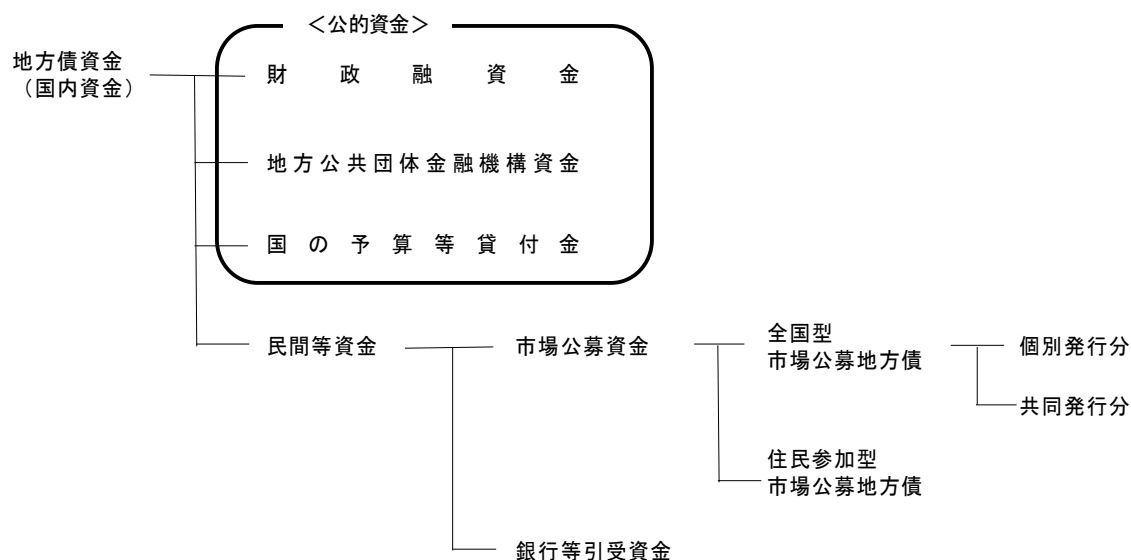
- ① 長期的・安定的な資金である市場公募地方債を積極的に活用
- ② フレックス分の活用により、市場環境に応じた機動的な資金調達を実施
- ③ 脱炭素化や気候変動への適応等に対する需要の高まりを受け、共同債(グリーンボンド)を発行



※1 フレックス分は、あらかじめ償還年限や償還方法を定めていないものであり、市場環境や投資家の需要を的確に把握した上で、年限とタイミングを機動的に決定するもの(令和3年度は外貨建て国内債を57億円発行)

※2 住民参加型市場公募地方債については、平成28年度以降発行休止中

<参考> 地方債資金の区分



※ 地方債のあらまし(地方債制度研究会編)等を基に加筆修正

＜参考＞ 各資金の特色

区 分		発行方式	発行年限	償還方法	利率の設定	対 象 事 業
公的資金	財政融資資金	証書	5～40年 超長期(20年～)が中心	選択 ①元利均等 ②元金均等	選択 ①固定金利方式 ②利率見直し方式	公共事業、公営住宅、災害復旧、教育施設等、臨時財政対策債、その他
	地方公共団体金融機構資金	証書	5～40年 超長期(20年～)が中心	選択 ①元利均等 ②元金均等	選択 ①固定金利方式 ②利率見直し方式	公共事業、公営住宅、教育・福祉施設等、一般単独、病院・介護サービス、臨時財政対策債、その他
民間等資金	市場公募資金	証券	5年又は10年が中心 (一部で超長期(20年又は30年等))	満期一括等	固定金利方式	地方公共団体の任意 (償還期間によっては借換が必要となる場合がある。)
	全国型市場公募地方債	証券	5年又は10年が中心 (一部で超長期(20年又は30年等))	満期一括等	固定金利方式	
	住民参加型市場公募地方債	証券	5年等の中期が中心	満期一括	固定金利方式	
	銀行等引受資金	証券証書	10年が中心	元金均等 満期一括等	地方公共団体の任意	

※ 地方債のあらまし（地方債制度研究会編）等を基に作成

(4) 満期一括償還に備えた基金積立て

○ 市場公募地方債(満期一括償還方式)の償還財源として、
毎年度、ルールどおりに基金積立てを実施
(R6:345.6 億円、R7:313.3 億円、R8:343.5 億円)

▼ 市場公募地方債の満期一括償還に備えた基金積立て

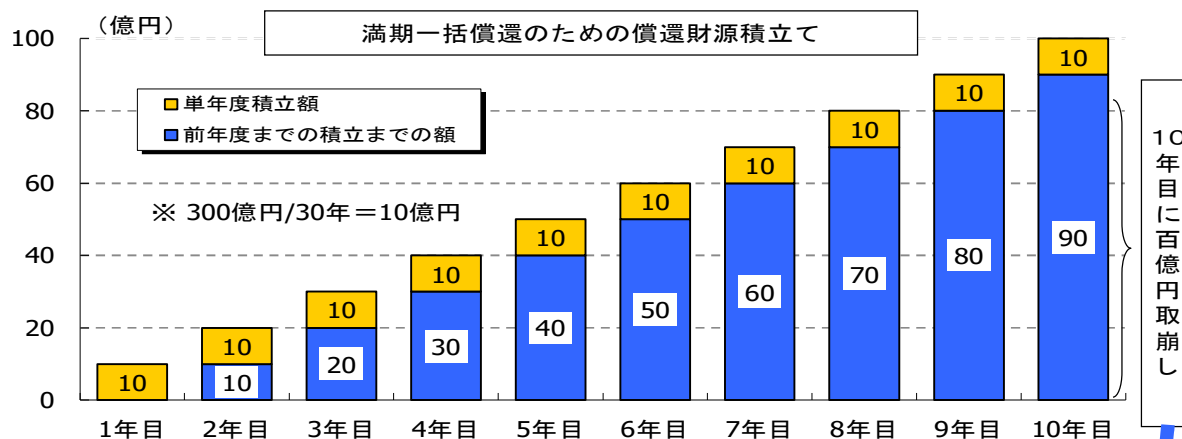
(単位:億円)

区分	発行額		積立分					償還分					合計
		うち新発	H18~R4	R5	R6	R7	R8	H23~R4	R5	R6	R7	R8	
H17~28債	8,100	6,932	2,752.8	273.0	268.4	230.7	253.4	△1,628.3	△207.0	△271.1	△284.0	△372.4	1,015.5
H29債	820	487	105.3	21.1	21.1	21.1	21.1	△20.0	—	—	—	—	169.5
H30債	720	387	51.6	12.9	12.9	12.9	12.9	—	△20.0	—	—	—	83.1
R1債	820	335	33.5	11.2	11.2	11.2	11.2	—	—	△20.0	—	—	58.2
R2債	729	249	25.0	8.0	8.0	8.0	8.0	△9.0	—	—	△20.0	—	28.1
R3債	907	328	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	—	—	—	—	△25.0	29.7
R4債	700	207	—	6.9	6.9	6.9	6.9	—	—	—	—	—	27.6
R5債	680	187	—	—	6.2	6.2	6.2	—	—	—	—	—	18.7
R6債	690	161	—	—	—	5.4	5.4	—	—	—	—	—	10.7
R7債	740	224	—	—	—	—	7.5	—	—	—	—	—	7.5
合計	14,906	9,496	2,979.1	343.9	345.6	313.3	343.5	△1,657.3	△227.0	△291.1	△304.0	△397.4	1,448.7

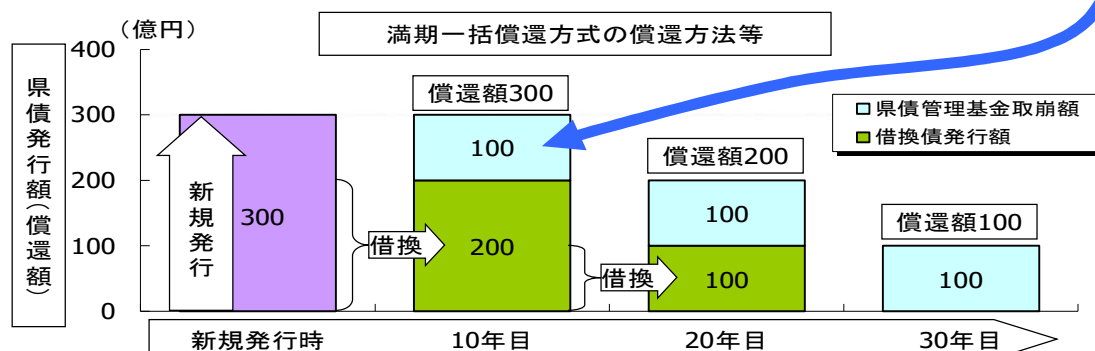
(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、表中の計算が一致しない場合がある

※ H23~H26 は 5 年債、H27 以降は 5 年債又は 10 年債として過去に発行した市場公募地方債の一部を償還

<参考> 発行額 300 億円(償還年限 30 年)と仮定した場合
(毎年度 10 億円ずつ積立て、2 回借換)



※ 11年目以降も同様に、毎年度10億円ずつ積立てて、10年目に全額取り崩す。



(5) 県債（地方債）の償還確実性（安全性）

○ 地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、BIS規制(※)におけるリスクウェイト0%

※ BIS 規制…国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準（BIS：国際決済銀行（Bank for International Settlements））

① 地方債の元利償還に要する財源の確保

- ▼ 自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
- ▼ 地方財政計画の歳出に公債費（地方債の元利償還金）を計上
- ▼ 公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
- ▼ 地方交付税の算定において、標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入



地方債の元利償還に必要な財源を国が保障

② 早期是正措置としての起債許可制度

- ▼ 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、地方債の発行等に当たって総務大臣等の許可が必要

【本県のR6実質公債費比率は、11.1%】

- ▼ 実質赤字額が一定以上である地方公共団体は、地方債の発行等に当たって総務大臣等の許可が必要

都道府県の場合、実質赤字額が標準財政規模の2.5%以上
【本県の場合は、実質赤字額なし】



地方債協議制度においては、地方債の信用維持等のため、「実質公債費比率」又は「実質赤字額」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要すること等の早期是正措置を講じている

③ 財政の早期健全化、財政の再生

▼ 財政指標の公表による情報開示の徹底（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）

◎ 令和6年度決算において、すべての指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）が早期健全化基準を下回る水準

	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準	令和6年度 決 算	備 考
実質赤字比率 （一般会計等の実質赤字の比率）	3.75%	5%	—	実質赤字額がないことから、比率が算定されないため、「—」と記載
連結実質赤字比率 （すべての会計の実質赤字の比率）	8.75%	15%	—	連結実質赤字額がないことから、比率が算定されないため、「—」と記載
実質公債費比率 （公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率）	25%	35%	11.1%	R3 : 11.3% R4 : 11.4% R5 : 11.4%
将来負担比率 （地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率）	400%		190.1%	R3 : 195.3% R4 : 197.8% R5 : 196.2%

<参考> 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要について

